

平成25年度第1回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

平成25年9月3日（火）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

## 平成25年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成25年9月3日（火）

午前10時00分～午後0時02分

本庁舎6階 第二委員会室

- 1 委嘱状の交付
- 2 会長、副会長の選出等
- 3 開 会
- 4 報 告
  - (1) 平成25年度第1回及び第2回小委員会について
  - (2) 保護樹木の分布について
- 5 審 議
  - 保護樹木の指定及び解除について
- 6 その他
  - (1) 公共用地の樹木の保護指定について
  - (2) その他の検討事項について
- 7 連絡事項等
- 8 閉 会

### ○配付資料一覧

- 資料1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第12期）
- 資料2 平成25年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会での審議経過及び結果について
- 資料3 平成25年度第2回新宿区みどりの推進審議会小委員会での審議経過及び結果について
- 資料4 保護樹木分布図
- 資料5 保護樹木等の指定及び解除について
- 資料6 公共用地の樹木の保護指定について
- 参 考 新宿区みどりの推進審議会小委員会について

- 参 考 新宿区みどりの条例・同施行規則
- 参 考 新宿区みどり公園基金条例
- 参 考 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 参 考 新宿区みどりの基本計画（回収資料）
- 参 考 新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）（回収資料）

審議会委員 12名

委員長	熊 谷 洋 一	副委員長	輿 水 肇
委 員	武 山 昭 英	委 員	日南田 久 枝
委 員	渡 辺 芳 子	委 員	黒 森 昭 夫
委 員	小 池 玲 子	委 員	福 田 雅 人
委 員	越 野 明 子	委 員	椎 名 豊 勝
委 員	鶴 田 由美子	委 員	藤 田 茂

---

◎はじめに

**みどり公園課長** 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成25年度第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

私は、本日事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の吉川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

みどりの推進審議会は、みどりの条例施行規則第31条第4項において、会議は公開を原則とするとあります。本日は、傍聴を希望されている方はお見えになっていらっしゃいませんが、本日の審議内容から公開しても支障はないと思われるため、公開とさせていただきます、委員の皆様のご了承をお願いいたします。

それでは、改めまして第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。委員の皆様には、お忙しい中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日の会議でございますが、12時を目途に終了したいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づきまして、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するための区長の附属機関でございます。7月末で第11期の任期が終了いたしまして、今回から第12期の委員による審議会となります。第12期委員の任期でございますが、平成25年8月1日から27年7月31日までの2年間でございます。

なお、委員の皆様の発言につきましては、みどりの推進審議会会議録として、区のホームページ及び区政情報センターにおいて公開されます。あらかじめ御了承のほどお願いいたします。

---

◎委嘱状の交付

**みどりの公園課長** それでは開会に先立ちまして、委嘱状をお渡しいたします。

本来であれば、新宿区長、中山弘子から直接委員の皆様にお渡しするところでございますけれども、本日は区長が所用のため出席することができません。大変恐縮ではございますけれども、机上に配付させていただきました。御了承くださいますよう、お願いいたします。

それでは、第12期の審議会を始めるに当たりまして、みどり土木部長の野崎から御挨拶さ

させていただきます。

**みどり土木部長** 区役所みどり土木部長の野崎と申します。改めまして、おはようございます。

また、今、みどり公園課長からもありましたように、本日は第12期のみどりの推進審議会の1回目ということでございますので、本来ならば、先ほど申しましたように区長からそれぞれ皆様方に委嘱状をお渡しするところでございますけれども、区長の公用のため欠席という形にさせていただきます。区長からは、ぜひ皆様方によろしくということ承っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

12期の推進審議会でございますけれども、今回から新たに公益財団法人日本自然保護協会の鶴田様、それから、町会連合会の代表といたしまして、日南田様に参加していただくことになりました。どうぞお二人の方の新宿区の緑について忌憚のないご意見等を賜ればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

また、前期から引き続きの皆様方におきましても、引き続き時には優しく、時には厳しく新宿区の緑に対する姿勢について御意見を賜ればと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日も報告をさせていただく予定なんですが、前期からさまざまな御意見を賜りまして、我々事務局のほうで幾つか、まだ検討中ではございますけれども、いろいろ調整といたしましうか、議論しているところがございますので、その一部を報告をさせていただきまして、また御意見を賜ればと思っております。このような形で審議会を進めていきたいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。失礼します。

**みどり公園課長** ありがとうございます。本来はここで会長に、会の進行をお願いするところでございますけれども、今回は改選後、第12期委員による最初の審議会でございます。会長、副会長が決まっております。後ほど、委員互選によりまして選出していただくまでの間、事務局である私のほうで進行させていただきます。

本日、第12期委員による最初の審議会でございます。恐れ入りますが、委員の皆様より、一、二分程度を目安に、一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思ひます。

ここでマイクの使用方法について御説明させていただきます。発言の際にはお手元の要求4番というボタンを押していただきまして、終わりましたら、終了5番を押していただきますようお願いいたします。

それでは、恐れ入ります。藤田委員より順番に、御挨拶をいただきたいと思ひます。よろ

しくお願いいたします。

**藤田委員** 屋上開発研究会の藤田と申します。屋上開発研究会では運営委員と、それから、資格制度のほうの部会に担当させていただいています。さらに都市緑化機構の中に、特殊緑化共同研究会というのがありまして、そちらの委員長もさせていただいています。屋上、壁面、室内、それから駐車場とか、そういった今まで余り緑化できなかったところの緑化技術のほうをいろいろ開発等させていただいている者でございます。

よろしく申し上げます。

**鶴田委員** 初めまして。日本自然保護協会の鶴田由美子と申します。日本自然保護協会では事務局長及び、全国に2万人ほど会員の皆さんがいらっしゃるんですが、こういう会報の編集長並びにウェブサイトの編集長も行っております。

日本自然保護協会では、全国各地の会員の皆様とともに、地域の自然を見守り、育てていくという活動を62年ほどやっております。その中で自然観察指導員といったボランティアリーダーの育成ですとか、各地域の生物多様性地域戦略の策定のお手伝いをするなどの活動を行っております。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

**椎名委員** 東京樹木医会という名前になっています、椎名でございます。よろしく申し上げます。日本樹木医会というのにも所属しております。樹木医というのは全国で今2,000人ほどおります。東京では240人ほどおります。樹木医、もちろん木を治したり、診断したり、そういう仕事なんですけれども、一方ではそういうフィジカルな面だけではなくて、コミュニケーションですか、樹木のことを知っていただくというような活動、その部分も非常に大切な部分というふうに心得ております。ソフトとハード、両輪伴って樹木医というような形になっておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

**越野委員** 東京都建築士事務所協会新宿支部の越野です。建築士事務所の団体ということで、こちらのみどりの推進審議会という、開発行為のこととかにかかわってくると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**輿水委員** 勝手に名簿を開くと、上から2番目でございます。明治大学の輿水でございます。よろしく申し上げます。学識といいましても、日ごろから大学におりまして、外の世界は余り知らないものですから、勉強していることが少し、実際の場面でお役に立つことがあればいいなというふうに思いつつ、勉強させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**熊谷委員** おはようございます。熊谷と申します。私は疎開して、東京で生まれていますけど、

疎開して以降ずっともう六十何年新宿区に住んでおりまして、そんな関係でこの審議会のお手伝いをさせていただいております。現在、東京農業大学におりますけど。そこで7年たちますし、その前は東京大学で33年間、合わせて40年間つまらない仕事をしておりますけど、ひとつ皆さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**武山委員** 新宿区商店会連合会副会長をしております武山でございます。幹部として、環境問題とそれから厚生問題に所属しておりますので、今回出席させていただきます。よろしくお願ひいたします。

**日南田委員** 新宿区町会連合会の理事をしております日南田と申します。樹木に関してはまるっきりの素人でございます。樹木の名前もろくによくわからないという感じで、この委員の名簿の次の資料2というところを見まして、保護樹林の解除された名前が書いてあるんですけど、この木、何の木だか全然わからない木ばかりでした。そういうような状態ですので、勉強させていただくつもりで出席しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**渡辺委員** 渡辺芳子でございます。いつもお世話になっております。私は昭和24年に新宿区に初めてできました女性団体、もう65年以上たつんですけど、そこの幹事をさせていただき、また、高齢者の給食サービスで28年ほど活動させていただいております。この新宿区の横寺町という神楽坂のほど近いところに生まれまして、ずっとそこで生活しております。本当に主婦の代表という形で参加させていただいております。よろしくお願ひいたします。

**黒森委員** 公募委員の黒森と申します。私は現在、年金生活者ですが、今、新宿の中老年山の会の30人ぐらいのグループの団体役員を務めさせていただいております。緑には非常に興味がありまして参加させていただいております。よろしくお願ひいたします。

**小池委員** 公募で参加しております小池と申します。私も新宿の落合でずっと、父の代からもう100年ぐらい住んでおりまして、ずっと同じ場所に住んでおります。私の家にも70年以上たつような木が何本もあるのですが、小さいときから比べますと、もう全く周りに緑がなくなってきた、どんどんマンションが建ってしまった、私がいなくなったら、私のうちの木もどうなっちゃうんだろうというふうな思いでもって、やはり緑をもうちょっと残していくことに協力できたらなと思って、今回参加させていただきました。

**福田委員** おはようございます。公募委員の福田でございます。このたび、またやらせていただく感じになりまして、前回で新宿区の緑というものに関心を抱くに当たって、こんなに緑って新宿区にはあるんだなって、改めて痛感したような次第なんですけど、今期と申しますか、

このたびは緑と癒やしというものについて少し考えてみたいのかなと思っております。よろしく願いいたします。

**みどり公園課長** 皆様、ありがとうございました。

---

### ◎会長、副会長の選出等

**みどり公園課長** では次第に沿いまして、会長、副会長の選出に進ませていただきます。

会長、副会長の選出につきましては、新宿区みどりの条例施行規則第30条の規定によりまして、委員の皆様の互選となっています。委員の皆様の中に御希望または御推薦があれば、御提案をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

**渡辺委員** いいですか。私はもう今までどおりでよろしいと思います。

**みどりの公園課長** 渡辺委員から御発言がございました。今までどおり、会長につきましては、熊谷委員に会長をお願いしたいということですが、皆様、いかがでございましょうか。

(拍手する者あり)

**みどりの公園課長** ありがとうございます。

続きまして副会長でございまして、副会長につきまして、御推薦または立候補等ございましてでしょうか。

こちらも特にならなければ、事務局の提案ということで、前回に引き続き興水委員に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(拍手する者あり)

**みどりの公園課長** ありがとうございます。それでは、熊谷委員、興水委員、恐れ入ります。会長席、副会長席に移動をお願いいたします。

それでは、まず熊谷会長のほうから、一言御挨拶をいただきたいと思いますが、よろしくお願い致します。

**熊谷会長** 改めて御挨拶をいたします。実はこのみどりの推進審議会は22年ぐらい前にできまして、その1期目から確か私ずっとお手伝いをさせていただいているということもございまして、ここ何年かは会長をやれということでございますので、甚だ力は及ばないですが、一生懸命やらせていただいているつもりでございます。

その経緯を見ますと、最初はやはりみどりの審議会、東京の23区特別区の中では、新宿区は大変早くから取り組まれたんですが、その理由は23区の中でも特に人口が多いし、それから、都市化が進んでいて、緑の減少が非常に厳しいということで、何とかそれを守らなきゃ



いけないということで始めたんですが、案の定どんどんどん減ってまいりまして、実は当時から私はこの委員になり、会長も保護樹木が1,000本を切ったら、即責任をとってやめたいというふうに申し上げてきたんですが、多分、風前のともしびで今、千十何本か二十本か、もうちょっとありますか。そんなところで後で御審議いただきますが、それを何とか区民の皆様の御理解のある方々の御協力で何とか保っているというような状況でございます。

最近はおかげさまで国民の皆様とか、それから都民の方々も緑に対しては非常に関心が高くなってこられたので、区としても、それから区長さんも非常に緑に熱心な関心を持っておられますので、以前、私が20年前にお引き受けしたときに比べれば、予算も人員もそれなりに整ってきたというふうに思いますので、どうぞ委員の方々の御協力あるいは御意見をいただいて、ぜひ新宿区の緑の推進にお力添えをいただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

**みどり公園課長** ありがとうございます。では引き続き奥水副会長、一言御挨拶をお願いします。

**奥水副会長** 熊谷会長からお話がありましたように、熊谷会長はずっと新宿区民でおられて、新宿区の緑に関しては大変いつも心配をされ、あるいは気配りをされ、あるいはいつも大事に考えておられまして、さらに審議会についても審議委員の皆様の御意見を尊重されて、うまく運営するようになって、また、いい成果が出るようにということで大変な成果を上げてこられました。

そういう中で、私は副会長として何年かお手伝いをさせていただいておりますけれども、常に足を引っ張りながら、気配りをされる熊谷会長に対してちょっと厳し過ぎる意見を申し上げたりして、困らせているんですけども、今1,075本かな、保護樹木があります。1,000を切らないようにサポートしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**みどり公園課長** ありがとうございます。では、これよりの議事は会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

**熊谷会長** はい、かしこまりました。

それでは、改めまして進行させていただきます。どうぞ、委員の皆様方、これから2年間、よろしくお願いをいたします。

ここで審議会を開会する前に、新宿区みどりの推進審議会小委員会の委員の指名を行いたいと思います。

それでは、小委員会について、事務局から説明をお願いします。

**みどり公園課長** それでは、みどりの推進審議会小委員会について御説明します。

参考資料としてお配りしております、「新宿区みどりの推進審議会小委員会について」、それから「新宿区みどりの条例・同施行規則」、ホチキス止めになってございます。こちらを参照しながら御説明させていただきます。

みどりの推進審議会小委員会は、新宿区みどりの条例第28条の2及び同施行規則第32条の2の規定に基づく組織でございます。緊急の事態が発生して、みどりの推進審議会、本会のほうを直ちに開催するのが困難な場合にのみ開催する委員会でございます。これは平成21年4月に審議会の効率的な運営を図るために創設した制度です。

新宿区みどりの推進審議会の調査審議事項は、みどりの条例第27条に列記しているとおり、1番、みどりの保護と育成に関する計画に関すること、2番、保護樹木等の指定及び解除に関すること、3番、保護樹木等の譲り受け等に関すること、4番、モデル地区の指定及び解除に関すること、5番、違反行為の公表等に関すること、6番、新宿区みどり公園基金の処分に関すること、7番、その他みどりの保護と育成について区長が必要と認める事項、という7項目でございますけれども、小委員会の審議事項は、このうち「保護樹木等の指定及び解除」と「みどり公園基金の処分」という2項目に限定しております。

小委員会の委員の人数は8人以内とし、審議会の委員の中から会長が指名します。また、小委員会には委員長を置くこととし、会長が指名します。

小委員会の開催ですが、委員長が委員を招集することによって開催します。また、審議会と同様に、委員の過半数の出席により成立します。

議案の可否は、出席委員の過半数により決定いたします。なお、委員の任期は2年となっております。

小委員会を開催する場合ですけれども、開催に先立ちまして、事務局より全ての委員に対して、議案の資料を送付して意見照会を行います。いただいた御意見は小委員会で公表して調査審議に反映させるものとします。また、委員長は、小委員会での調査審議の経過及び結果をみどりの推進審議会に報告することになっております。

小委員会に関する説明は以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問なり、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、小委員会の委員の指名に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** みどりの推進審議会小委員会の組織は、先ほど御説明したとおり、みどりの条例施行規則第32条の2第1項におきまして、審議会委員の8人以内で、会長の指名によると規定されています。これに基づきまして、会長に委員の指名をお願いいたします。

**熊谷会長** みどりの推進審議会は、区民から6人、みどりの保護と育成に関する団体の構成員から4人、学識経験者5人の15人から構成されています。そこで小委員会の構成についても、これらのバランスを考慮して、区民委員から3名、団体の構成員の方から2名、学識経験者の委員から3名の計8人とさせていただきたいと思えます。

それでは指名させていただきますが、ここで一つ御提案があります。区民委員から3名を指名するに当たり、公募委員の方の中から1名入っていただきたいと考えています。この場で、私からお一人をお願いするよりも、本日の審議会終了後にお時間をいただいて、3名の方で話し合いをしていただいて、お決めいただいた方を指名させていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、公募委員からの1名は、後ほど決めさせていただくことにいたします。よろしくをお願いいたします。

では、区民委員からはあとの2名、武山委員、渡辺委員をお願いいたします。

団体の構成員の委員からは、越野委員、椎名委員をお願いいたします。

学識経験者からは、輿水委員、池邊委員、そして私熊谷とさせていただきます。

それでは、指名させていただきました皆様、どうぞよろしく願いをいたします。

次に、小委員会の委員長の指名に移りたいと思えます。

事務局から説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

小委員会の委員長についてです。事務局では、小委員会の委員長は、みどりの条例施行規則第32条の2第2項におきまして、会長の指名によると定めておりますが、小委員会の制度ができてから初めての審議会の議論の中で、小委員会は人数が少ないだけで審議会と同等の役割と責任があるということ。また、小委員会は、分科会や期間限定の専門機関とは異なりまして、審議会が縮小したものと考えられ、これらを考慮いたしますと、審議会と同じ熊谷会長が委員長につくことが望ましいという結論になり、熊谷会長に小委員会の委員長をお願いしてきております。

事務局としては、今期も引き続き熊谷会長に委員長をお願いしたいと考えますが、いかが

でございますでしょうか。

(拍手する者あり)

**みどり公園課長** ありがとうございます。

それでは、熊谷会長に委員長を引き続きお願いしたいと思います。

**熊谷会長** ありがとうございます。それでは御指名ですので、私が小委員会の委員長を務めさせていただきますと思います。

初めての方もいらっしゃるので、なぜこの審議会がありながら小委員会をわざわざつくるのかという素朴な疑問をお持ちかと思いますが、実は新宿区は先ほど申し上げたように、非常に緑の樹木を犠牲にする開発行為が頻繁に行われます。それに対してどうするか。それから、年間に、皆様もよく御存じでしょうけれども、何件もの相続案件が出てまいります。そうすると土地の処分とか、あるいは家の建てかえとか、そういうことで樹木を早急に、特にこの保護樹木を場合によっては伐採するとか、あるいは保護樹木を解除して、自由にその後の土地の管理を進めたいというようなことが頻繁に起こってまいります。

この審議会は新宿区として、重要な会議ですが、年に数回しか開けません。するとその間にいろいろな保護樹木を解除しろとか、場合によっては既に伐採してしまっていて、それから審議会に上げてくるような案件がここ20年間ずっと続いておりましたので、それではとても対応できないということで、私のほうから事務局にお願いいたしまして、委員の皆様にお諮りをいたしまして、では、小委員会をつくって、そういう案件についてだけ早急に対応したらどうかということで、実はまだ、21年ですから4年前ですけれども、4年前からこの小委員会が立ち上がったということでございますので、最初のころは審議委員の皆様から、何で全員の意見を聞かずにその案件を取り扱うのかというような、そういう御疑問もあつたようですが、とても急な保護樹木の解除とか何かの案件には非常に対応しづらいので、それについては御理解をいただいて、小委員会をつくったというようなことでございます。

そういう委員の方々の御疑問とか御懸念も踏まえまして、小委員会にはお出にならなくても結構ですけれども、必ず案件については、小委員会の事前に皆様にお送りすることによってさせていただきますので、その辺をよろしく御理解をいただきたいと思います。

ありがとうございました。

---

### ◎開会

**熊谷会長** それでは、これより平成25年度第2回新宿区みどりの推進審議会を開会いたしたい

と思います。

最初に、事務局より本日の出席状況についてお願いをいたします。

**みどり公園課長** それでは、本日の委員の出席状況について御報告をいたします。

本日は、斎藤委員、渋江委員より欠席の届けを受けております。また、現在、池邊委員がお見えになっておりません。このため、本日は、15名中12名の出席でございまして、この審議会は成立していることを御報告いたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。

次に本日の資料について説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** 皆様のお手元にございます資料につきまして、御説明いたします。お手元に配付しました資料を御確認させていただきたいと思います。

まず、議事次第がございます。それから、資料1「新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第12期）」、資料2「平成25年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会での審議経過及び結果について」、資料3「平成25年度第2回新宿区みどりの推進審議会小委員会での審議経過及び結果について」。資料4、A3でございます、「保護樹木分布図」。資料5「保護樹木等の指定及び解除について」。資料6「公共用地の樹木の保護指定について」。

あと参考でございます。「新宿区みどりの推進審議会小委員会について」。次に「新宿区みどりの条例・同施行規則」、ホチキス止めになってございます。最後に、「新宿区みどり公園基金条例」でございます。それから、お手元に、これは後ほど回収させていただきますけれども、「みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック」、それから、「新宿区みどりの基本計画」、「新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）」が冊子でございます。

資料の不足等ございましたら事務局までお知らせ願います。

また、先ほどお渡しさせていただきました委嘱状ですとか、資料1の名簿に誤り等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。

---

### ◎報告

**熊谷会長** それでは、議事次第では、報告、審議、その他、連絡事項となっておりますので、まず、報告事項からお願いをしたいと思います。

平成25年度第1回及び第2回みどりの推進審議会小委員会での審議経過及び結果について、

事務局より報告をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、平成25年度第1回及び第2回みどりの推進審議会小委員会での審議経過及び結果について御報告いたします。

第1回及び第2回の小委員会では、保護樹木等の解除について審議していただきました。資料2及び資料3に基づき御報告いたしますが、本日は、第12期委員の皆様による最初の審議会でございます。新規に委員となられた方もいらっしゃいますので、保護樹木制度について簡単に御説明させていただきます。

保護樹木制度は、区内にある大きな樹木、まとまった樹林、立派な生垣を残していくための施策で、昭和48年度から実施してございます。この制度は、みどりの条例施行規則で定める基準を満たす樹木や樹林等を対象に、区が保護指定し、所有者または管理者に対して助成金の支給や賠償責任保険に加入するなど、維持管理上の支援を行うものです。保護指定及び指定解除に当たっては、みどりの推進審議会での審議と承認が必要になります。

なお、支援の内容等につきましては、参考資料としてお配りしております、この「みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック」を御参照いただきたいと思います。

平成25年度第1回の小委員会は、4月23日火曜日、10時30分から、区役所本庁舎6階会議室において開催しました。資料2を御参照ください。

当日の小委員会には、7名の委員の皆様に出席していただき開催いたしました。審議では、お手元の資料2、審議経過にありますとおりの御意見をいただくとともに、保護樹木の解除について承認をいただきました。

平成25年度第2回目の小委員会は、6月13日木曜日、18時から、区役所第一分庁舎6階研修室において開催しました。資料3を御参照ください。

当日の小委員会には、7名の委員の皆様に出席していただき開催いたしました。審議では、お手元の資料3、審議経過にありますとおりの御意見をいただくとともに、保護樹木の解除について承認をいただきました。

これら2回の小委員会につきまして、資料をもとにパワーポイントで御説明をいたします。担当の職員より、映像を交えて御説明させていただきます。恐れ入りますが、室内の明かりを暗くさせていただきます。

**事務局** それでは、保護樹木を担当しております、みどりの係宮田と申します。よろしく御願いたします。着席して御案内させていただきます。

それでは、平成25年12月22日から4月23日までに、保護樹木の指定解除の届け出があり、

平成25年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会で承認されました案件について御報告申し上げます。

本委員会では、保護樹木の指定解除3件、7本、保護生垣の指定解除1件、15メートルについて審議、承認されました。

指定につきましては、本小委員会では審議事項はございませんでした。

対象樹木の案内図になります。中井二丁目、西新宿四丁目、百人町一丁目にて御相談がありました。保護樹木につきまして、それぞれ指定解除の届け出にありましたものについて、写真をお見せしながら御説明申し上げます。

1件目になります。対象樹木は中井二丁目にあります民地敷地内に生育している樹木4本になります。

1本目です。指定年度が昭和59年度、スタジイになります。既に枯死している状況でありました。幹回りについては1.4メートルになります。同敷地内2本目の樹木につきましては、昭和59年度に指定されましたクスノキになります。擁壁と建物の間の狭い空間に位置して、剪定した跡から腐朽、腐りが見られました。幹回りが1.8メートル、高さ15メートルのものでした。同敷地内3件目は、サトザクラ、ヤエザクラになります。昭和59年度に指定されたもので、大きく幹が傾いており、フェンスやほかの樹木の一部にもたれている状況でした。幹の途中には剪定の後から比較的大きな腐朽が見られました。幹回りは1.68メートル、高さ8メートルのものでした。同様に同敷地内4本目になります。こちらについては樹種はソメイヨシノ、平成9年度に指定された樹木になります。根際にはキノコと腐朽が見られ、全体的に樹勢が悪く、二股に分かれた上の壁側の幹には大きな腐朽が見られました。幹回り2.8メートル、高さ9メートルのものでした。

2件目です。対象樹木は、西新宿四丁目にあります。敷地面積約400平米の民地敷地内に生育している樹木2本です。後ほど説明いたします保護生垣も同敷地内にございました。指定年度は平成7年度、オオシマザクラ、幹回り1.9メートル。こちらの写真のものが対象樹木になります。高さ約10メートル、葉張りは10メートルになります。枝については南側の区道上に越境しておりまして、生育している地盤高は区道より約90センチ高くなってございました。病害虫としては、幹にアリの営巣とキノコが見られました。

2本目です。敷地中央に生育しているメタセコイアになります。平成18年度に指定された保護樹木です。高さ約20メートル、幹回り1.73メートルです。地上から約5メートルの高さで、頭頂部を詰めており、それより上部は2本立ちで生育しています。こちらになります。

病虫害は確認できませんでした。

続きまして3件目です。百人町一丁目にあります神社境内に生育している樹木です。指定年度は平成9年度、イチヨウになります。幹回りが2.1メートルでした。根の影響により、近接する札所の階段を持ち上げておまして、不陸とひび割れが発生しておまして、2メートル離れた場所の舗装も持ち上がってございました。建物の壁にひびが入っている状況でした。参道整備及び施設改修に伴いまして支障となりまして、移植場所の確保も困難ということから指定解除の申し出がございました。

続きまして、保護生垣1件、15メートルの解除についてです。

対象生垣は先ほど御説明しました、2件目の保護樹木と同じく西新宿四丁目に生育しておりました。敷地の南側に生育しており、指定年度が平成9年度のカイヅカイブキ、延長15メートル、高さ2メートルでございました。生育箇所が建てかえ計画に伴いまして、駐車場の入り口になることから指定解除の申し出がございました。具体的に、対象生垣を見ますと、生育している地盤高ですけれども、区道よりも約80センチ高くなってございまして、生育状況は、葉の状態が本来の形ではなくて、継ぎ葉が出ており、衰弱も見られておりました。幹は南側に傾いた状態でした。

委員会で承認されまして、保護樹木の件数は2件、7本減少し、271件1,064本から、269件1,057本へ。保護生垣の件数が1件、15メートル減少しまして、44件、1,274メートルから、43件、1,259メートルとなりましたことを報告いたします。

続きまして、平成25年4月24日から6月13日までに保護樹木の指定解除の届け出があり、平成25年度第2回新宿区みどりの推進審議会小委員会で承認されました案件について、御報告申し上げます。

本委員会で保護樹木の指定解除2件、指定件数3件について、審議、承認されました。

対象樹木でございますが、中井二丁目と百人町一丁目とで御相談がございました。

1件目です。1件目は平成16年に指定しました百人町一丁目のサトザクラになります。民地敷地内に生育していたサトザクラ、ヤエザクラになります。幹回りが1.34メートル、高さ7メートルです。幹が腐朽しておまして、腐朽部にはキノコが出ておりました。幹肌はコケが多く付着しており、葉が1枚も出ていない状態でございます。所有者からは3年前までは、春になるとたくさんの花をつけていたということでしたが、今年度は一枚も、一枝も花が咲かなかったということで、腐朽のため、指定解除の申し出がございました。

2件目の案件です。対象樹木は中井二丁目にある民地敷地内南側に生息している2本の樹



木になります。1本目がソメイヨシノ、2本目がサトザクラになります。1本目は昭和48年度に指定されましたソメイヨシノで、幹回りが2.2メートルございました。頭頂部、頭の部分を強く剪定してございまして、コスカシバというものの痕跡がございました。葉の大きさ、密度等も異常はございませんでした。

2本目は平成9年度に指定されています、幹回り2.2メートルのサトザクラになります。やはり強く頭頂部、頭の部分を詰めて、剪定されてございました。腐朽した幹がありまして、アリの成巣跡が見られました。葉の大きさ、密度等の異常はございませんでした。所有者からは、平成24年6月から相談が来ておりましたけれども、敷地分割をして建てかえるために指定解除を検討されておりました。区からも要望をして、保護樹木を残すプランを検討していただいておりますけれども、同敷地内に3棟の戸建て住宅を建てるということで、指定解除の届け出がございました。

以上、2件の届け出がございました。

第2回の小委員会で承認された後の保護樹木の件数は、269件1,057本から、267件1,054本になり、2件、3本減少した形で終了いたしました。

以上で報告を終了いたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御質問、あるいは御意見がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

少し補足しますと、初めての委員の方もいらっしゃるもので、これも小委員会で集まっていたいただいて、非常に熱心に議論いたしました。つまり、何とか保護樹木の解除をとどまっていただけないかということで、例えば移植できるのであれば何か移植の可能なアイデアとか、あるいは区からの助言とかいろいろ考えました。やはり、いろいろ手だてを考えたんですが、どう考えても対象樹木の解除はやむを得ないという結論になりまして、ただここで御報告したのは解除だけですが、できるだけその対象樹木を持っておられる方に対して、今回の解除はやむを得ないけれども、できるだけ代替樹木をどこかに植えてほしいとか、あるいは大分弱った木なんかがございましたので、できるだけ弱る前から区のほうに相談をしてもらいたいとか、いろいろな要望をつけて、審議会の意見として解除を認めるというような、そういうような審議といいますか、小委員会での議論はいたしました。

何かほかに御質問があれば、御意見を賜りたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の報告事項の保護樹木の分布について、事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** 事務局でございます。保護樹木の分布についてでございます。

これまでの委員会の中で、委員の皆様からどうしても審議会の場ですと、指定または解除ということで、そのときの状態しかわからない。区がその間、どういったかわりを持っているのか。そういったプロセスをつくっていくことが大事だといった御意見がありまして、私ども、そのためにいろいろな手法を考えていく中で、まず管理をどうやったらいいいのか。今ある保護樹木を私どもが日々どうやって、日常的に見ていくのかということで、まずは現状をきちんと把握することが必要だということで、まずどういった分布があるのかといったことを、コンピュータシステムなどを使ってやっていこうという取り組みを進めているところでございます。

本日はこれらの保護樹木の分布状況を図面、地図、あと画面を見ながら、御説明をさせていただきます。

また、本日は、委員の皆様は過去に指定した保護樹木が、現在どのような姿になっているのかということを見ていただけるよう、写真を御用意いたしました。保護樹木につきましては、保護指定するときの状況については、委員の皆様に見ていただいておりますけれども、その後の状況については、なかなかごらんいただく機会がなかったところです。

そこで、本日は限定的ではありますがけれども、保護樹木の現況について見ていただきたいと思っております。お手元の資料4「保護樹木分布図」も御参照いただきながら見ていただきたいと思っております。

担当の職員より、映像を交えて御説明させていただきますので、申しわけありませんが、室内の明かりを暗くさせていただきます。

**事務局** では、保護樹木の分布について御説明いたします。

みどり土木部では、ことしの4月より、主に土木施設を対象としたGISシステムによる情報管理を行っております。GISとは地理情報システムのことで、これはパソコン上で地図と道路、ほかに公園、緑に関するデータを統合して、データベースを構築し、検索、分析、表示ができるようにしたシステムです。

みどり公園課では、平成22年度に実施した新宿区みどりの実態調査（第7次）のデータとともに、区内の保護樹木、保護樹林等の情報をパソコン上に取り込むことによって、地図データとしても示すことができるようになりました。

本日は、保護樹木の分布状況等について、GISによる保護樹木のデータ管理とあわせて御説明いたします。

ご覧になっていただいております地図は、区内全域における約1,000本の保護樹木と、36カ所の保護樹木の分布を示したGISによる地図です。ピンクで示した点が保護樹木、薄いブルーで示したエリアが保護樹林です。この地図からは保護樹木は区内のほぼ全域に分布していることがおわかりになるかと思えます。保護樹木が存在する場所を、みどりの実態調査の結果に基づく緑被地、樹木や草地があるところですが、その緑被地と重ねて表示した地図です。こちらのほうが保護樹木だけの地図よりも若干わかりやすいかなと思っております。

新宿御苑や区の中央部にございます都立戸山公園などの公園を除きまして、保護樹木の位置と緑被地はおおむね一致していることがわかります。また、地域ごとに見ますと、保護樹木は落合地域に多くある一方で、西新宿のエリア、それから牛込地域の北側に少ないことがわかります。

同じく保護樹木の分布状況です。縮尺を拡大した地図で、高田馬場から落合地域における分布状況を示しています。新目白通りの北側に保護樹木が比較的まとまってあることがおわかりになるかと思えます。さらに拡大した地図です。おとめ山公園の周辺、及びその西側に保護樹木がまとまってあることがわかります。こうした形で保護樹木の位置を正確に地図上で見ることができます。

なお、保護樹木の所在地の点をクリックいたしますと、保護樹木に関するデータが表示される仕組みになっています。点をクリックいたしますと、個々の保護樹木の樹種名、太さ、指定番号、指定年度、所在地などが一覧表としてあらわれてまいります。こうした保護樹木のデータをもとに、地図上に示すことも可能です。

この地図は昭和48年度に保護樹木に指定し、本日まで約40年にわたって管理されている保護樹木385本を表示したところでございます。

さらに昭和48年度に指定した樹木に加えまして、昭和58年度までに指定しました583本の保護樹木を、指定年度ごとに色を変えて表示したところでございます。

前の図面の拡大図です。高田馬場から西早稲田におけます昭和48年度から58年度までの10年間に指定した保護樹木の分布状況を示しております。

続きまして、樹種ごとに分布状況を示すこともできます。この図面はケヤキの保護樹木の分布状況です。区内のほぼ全域にわたって存在することがわかります。

同じくサクラの分布状況です。比較的落合地域と区の中心部の若松地域に多いことがわかります。

保護樹木の分布状況についての報告は以上でございます。区はGISによる保護樹木のデータ管理を活用することによって、指定年度ごとの推移や地域特性の解析に生かすなど、今後も発展させながら活用していきたいと考えております。

続きまして、保護樹木の現状についてごらんいただきたいと思います。

これは南町にございますスダジイです。昭和48年度の指定でして、保護樹木の指定第1号の木です。個人が今も所有し、管理してございます。

中井二丁目のソメイヨシノです。この木も昭和48年度の指定で、宗教法人が所有、管理してございます。

中落合二丁目のヒマラヤスギです。昭和52年度の指定で、総合病院が所有管理しております。三栄町にございますスダジイです。保護樹木はこの3本ございます。昭和63年度の指定で、指定当時は企業が所有しておりました。ただ平成14年度に所有者が住宅販売会社にかわりまして、更地にして集合住宅の建築が計画されました。当初、保護樹木も伐採される計画でしたが、区が保護樹木を残すように働きかけまして、協議の結果、全て3本の保護樹木が残ったという経緯がございます。

大久保にございますイチョウです。平成2年度の指定で、個人が所有しております。樹高は15メートルぐらいございまして、地域のランドマークになっております。

袋町のイチョウです。平成5年度の指定で、法人が所有、管理しております。この木の下には所有者が設けました小さなプレートがございまして、そこには太平洋戦争によって、この地域が焼け野原になった際にもこのイチョウが生き残ったこと、それから、この木を目印にして、人々が戻ってきたというようなことが書いてございます。

以上、6カ所の保護樹木について、現在の状況を見ていただきました。

保護樹木の分布についての報告は以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。ただいまの報告について、何か御質問なり御意見があったらお伺いしたいと思います。

どうぞ、渡辺委員。

**渡辺委員** イチョウって、どこにあるのかしら。

**事務局** 袋町です。

**渡辺委員** 袋町の。出版クラブ……。

**事務局** ええ、出版クラブです。

**熊谷会長** ほかに何かございますか。

椎名委員、お願いします。

**椎名委員** 初めてこの樹木分布図というのがいろいろなところに出ていますけど、見ましたら、すばらしいものでございますね。これは画期的ですね。樹種ごとにも分かれています。出ておりますけれども、保護樹木なんですけど、条例を見ますと、やはり所有者の同意というものが要りますので、そこら辺どういうふうに分けて保護樹木になりそうな木だなと思ったのを、所有者に交渉して、私はちょっとわからないんですけども、ここまでやったんなら、何かあれですけど。まあ、巨樹というのはちょっと、関係者の機運とはちょっと違いますけどね。何か大きい木の新宿でのGISの分布というんですか。そういうものもむしろ保護樹木はこの樹木でいいですね。所有者の同意によって、みんなで大切にしていこうというのが一つ。その背景にそういう中でももっとありますよというの、何かあっても不思議はないという気がします。

それは新宿御苑なんかの公用地の木も含めて、ここまでやるんだから、最後までやっちゃって、もう大きい木は区がデータ管理するんだと、そこまでやれないかな。とてもすばらしいと思います。行く行くはそういうふうになっていって、その中でこういうものがあって、所有者が同意できるような仕組みというんですか。そういうものをデータとして携えて、あれしていくことによって、すごく信頼を得るんじゃないかと、所有者がね、思いますね。非常に厳しい条件だと思うんですよ、新宿の所有者の方はね。ほかに比べて。すごく厳しい条件ですから、やはり区役所の後ろ盾みたいなものがあるというのが大きな支えになると思いますので、そんなことを。

それともう一つ。所有者が何回もかわって、それでも残っている木というのがありましたね。これはすばらしいですね。これはやはり、もちろん一人の所有者が一生懸命育てているというのも、長く持っていらっしゃるといっても大事ですけども、何人も、3代ぐらいかわっても、それが保護樹木としてずっと継続されている。そこら辺もう一つ何かあったほうがいいのかなと。表彰でもないんですかね、何ですかね。何かそういうことで、その三者の方が一生懸命頑張ってやったというあかしはあるわけですからね。そんなのが何か明示されるというか、何かあったほうがいいのかなというようなことです。

**熊谷会長** ありがとうございます。多分、前期の11期の委員の方々から、こういうデータをぜひつくってほしいという、そういう要望を事務局にお願いしたところ、大変早く、こんな

すばらしいデータをつくっていただいて、椎名委員だけでなく、私ども大変関心しておりますし、今の椎名委員が言われたような具体的な議論が、これをもとにしてこれからできていきますので、ぜひ23区の中でもこういうデータをきちっと作り始めたのは新宿区が初めてですので、もっと大いにPRもして、頑張ってくださいと思います。

それから、委員の方々にもぜひその辺をいろいろな席で自慢をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。よろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。

---

### ◎審議

**熊谷会長** それでは報告を終りまして、次に審議事項に入らせていただきたいと思います。

最初の審議事項「保護樹木の指定及び解除について」、事務局より説明をお願いします。

**みどり公園課長** それでは、「保護樹木の指定及び解除について」、資料5に基づきまして、御説明いたします。本日は、保護指定をする樹木22本、指定解除の樹木1本につきまして、御審議をお願いいたします。

担当の職員より映像を交えて御説明をさせていただきます。申しわけございませんが、再度、室内の明かりを暗くさせていただきます。

**事務局** それでは平成25年6月14日から9月3日までに保護樹木の指定の同意及び指定解除の届け出がございました案件について、説明申し上げます。

今回の指定同意件数は4件、指定本数は22本です。指定解除届け出件数は1件、解除本数は1本です。なお、保護樹木につきましては、樹木が健全で、かつ樹容が美観上すぐれている樹木のうち、地上1.5メートルの高さにおける幹回りが1.2メートル以上の樹木を指定の対象基準としております。

対象樹木案内図になります。1件目は、下落合一丁目の民間の企業の敷地に生育するイロハモミジ2本、クスノキ、ヤマボウシの計4本です。そのほかに中井二丁目、それから河田町、もう1件、下落合二丁目からも保護樹木の指定について同意が得られております。

具体的に写真をお見せして御説明申し上げます。下落合一丁目、民間企業の敷地内に生育する樹木4本になります。1本目はこちらにありますイロハモミジ、2本目もイロハモミジ、3本目はクスノキ、4本目はヤマボウシとなっております。

1件目です。樹種はイロハモミジです。幹回り約1.44メートル、樹高7メートルになります。敷地の中央部に生育しております。太枝の剪定跡があり、一部腐朽もございましたけれ

ども、良好な維持管理が行われており、樹勢はよい状況です。こちらはちょっと見えにくいんですが、こちらに腐朽部がございます。こちらの腐朽を拡大したのがこちらになりますが、全体的に樹形もとてもいい形で、よく日の当たる場所になっております。

2本目です。同じ樹種でイロハモミジになります。幹回り2.61メートル、樹高7メートルです。南側にあります区道に接した状態で生育しております。4本立ちの状態です。根元周辺は低木、地被植物に覆われておりますが、こちらも生育良好になります。

3本目です。クスノキになります。幹回り1.46メートル、樹高10メートルになります。東側の植え込み地に生育しております。樹木周辺には高木の植栽があることから、枝葉が上部のほうに集まっている状態になります。先ほどの鳥瞰図のほうでは、一番枝張りのほうがよろしい状態であるクスノキになります。

4本目はヤマボウシになります。幹回り2.33メートル、樹高5メートル、10本の株立ちになっております。南側の区道を臨む場所に生育しております。

2件目です。2件目は下落合二丁目の民間の専門学校の敷地内に生育するソメイヨシノになります。幹回り1.65メートル、樹高9メートルです。敷地内の中央部の植え込みに生育しております。昨年度所有者によりまして、強剪定を実施したところですが、生育良好になります。一枝だけですが、キノコがある状態になっておりました。あとはコスカシバの痕跡がございました。

3件目は河田町の月桂寺のお寺の中の墓地及び境内内に生育するケヤキ2本、イチョウ、スタジイ、ソメイヨシノ、ハクモクレンの計6本です。こちらのほうが墓地になりまして、この上のほうが境内地になります。1本目のケヤキです。幹回り1.53メートル、樹高14メートルでございました。後ほど説明いたします指定解除の届け出がありました境内地のケヤキの並びで生育しているケヤキになります。強剪定がされておりますが、生育が良好でした。

同様に1件目のケヤキの隣に生育しておりました、同様にケヤキになります。幹回り1.53メートル、樹高14メートルです。こちらもあり強剪定されております。

こちらは3本目、イチョウになります。こちらは墓地内ではなく、境内地内に生えているイチョウになりまして、幹回り2.95メートル、樹高15メートルになります。境内の西側に生育しているイチョウになります。隣の境界の擁壁になりますが、擁壁のかなり近い位置に生育しております。ちょっと鎖がつないである状態です。何のためにつないであるかはちょっと不明になります。

こちらはスタジイになります。幹回り2.43メートル、樹高6メートル、地上0.85メートル

のところ3本立ちになっております。境内内に生育していきまして、戦前から生育しているというふうに、住職が言っておられました。上部の太い枝に子実体キノコのほうが見られました。

5本目はソメイヨシノ、幹回り2.23メートル、樹高8メートルのものになります。境内の西側に生育しているソメイヨシノで、主幹が大きく、東側に傾いているため、支柱のほうを設置されております。

ハクモクレンになります。幹回り2.31メートル、樹高7メートル、4本立ちになります。本堂の前に生育している4本立ちのハクモクレンですが、植え込み地内に生育しておりまして、低木が植栽されている状態ですが、日当たりもとてもよく、元気な状態でした。

4件目は中井二丁目の宗教法人獅子吼会の敷地及び境内内に生育するケヤキ4本、クスノキ3本、イロハモミジ、スダジイ、ソメイヨシノ、ヒヨクヒバの計11本になります。

1本目のケヤキです。幹回り1.64メートル、樹高10メートル、敷地外周部の北西側の植え込み地に生育しているケヤキです。下枝に剪定痕がありますが、下枝が5メートルと、ずっとこのあたりは枝がなく、ここから枝が生えています。

2本目はやはり幹回り1.67メートル、樹高12メートルのケヤキになります。敷地外周部北東部の歩道上の空地にツリーサークルの中に生育しているケヤキです。先ほど同様、下枝が約6メートルない状態ですが、生育しております。

3本目はクスノキ、幹回り1.50メートル、樹高10メートルです。本堂境内内東側に2本並んだ状態で生育しております。こちらのクスノキになります。根元はベンチが置かれた状態で生育しておりますが、ツリーサークル内に生育しております。

4本目、同様にお隣のクスノキになります。幹回り1.20メートル、樹高8メートル、こちらの植え込みの中に生育しています。

5本目はイロハモミジです。幹回り1.24メートル、樹高5メートルになります。本堂境内内の東側に生育しているイロハモミジで、北東側に少し主幹が傾いている状態になります。こちら側に区道、こちら側の区道に面した形で、こういう形で生育しております。

6本目がケヤキ、幹回り1.74メートル、樹高12メートルです。本堂境内内でイロハモミジと同じゾーン。イロハモミジのほうはこちらにありまして、こちらにケヤキが生育しております。

こちらがスダジイ、幹回り1.82メートル、樹高8メートルになります。本堂境内内で正門に近い位置で生育しております。良好な剪定が実施されておりまして、上部主幹にうろがあ



ります。太枝には剪定痕がありますが、生育良好になります。

こちらはクスノキになります。幹回り1.6メートル、樹高8メートル、東南側の歩道上空地にインターロッキングの舗装内に、ツリーサークルで生育しているクスノキです。中井駅から東側区道を上って歩いてくると、一番初めに印象的に目立つクスノキになります。良好な剪定が施されていて、樹勢もよい状況になります。

9本目は幹回り2.05メートル、樹高11メートルのケヤキになります。本堂境内内で南側の植え込み地に生育しております。やや盛り土状になったところに生育しているケヤキになります。並びにもケヤキがありますので、ちょっと重なって見えますが、こちらのほうのケヤキになります。

10本目はソメイヨシノ、幹回り3.07メートル、樹高9メートルのものになります。本堂敷地内の西側に位置する敷地で、区道に面して生育しているソメイヨシノです。並びには昭和48年度に指定しました、先ほどお見せいたしましたサクラが並びで生育しております。生育は良好です。

こちらは幹回り1.26メートルのヒヨクヒバになります。樹高は5メートルです。ソメイヨシノと同様の敷地内で生育しているヒヨクヒバで、良好な剪定がされております。生育空間のほうも十分とれた状態でございます。

以上が保護樹木が指定の同意があった案件になります。

続きまして、保護樹木の指定解除についてです。

届け出は1件、1本ございました。対象樹木は指定の3件目と同様の場所にあります。河田町の月桂寺の墓地内にありますケヤキです。指定年度は昭和49年度、幹回り1.75メートル、高さ12メートルです。葉張りが南北方向で5メートル、東西方向で6メートル。昨年度、強剪定されております。根によって墓石への影響が見られました。こちらにある墓石、ここにもあるんですけども、この墓石がこの根の影響で少しゆがんでおります。ケヤキの根が墓石に影響してございまして、隣に位置する墓の再整備、こちらのお墓が一体で再整備をいたしますので、支障になるため指定解除の申し出がございました。また、今回は墓の位置に今後とも影響を与えないということで、この並びでこちら側に2本、生育している並びのケヤキについて新たに指定同意がございました。

指定の同意及び指定解除の届け出のありましたものは以上になります。本委員会で承認されますと、保護樹木の件数が2件、21本ふえまして、267件1,054本から、269件1,075本となります。

以上で説明を終了いたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。久しぶりに事務局の担当の方が元気よく説明されました。多分ここ数年来、こんなに多くの指定の届け出というか、申請が出てくるのは初めてだと思いますので、何か御意見、御質問がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

どうぞ、日南田委員。

**日南田委員** 初めてここの会議に出席させていただきまして、何もわからないんですけども、生活者の立場から申し上げまして、保護樹林になるとどういうふうになるんですか。木の扱いが。

**熊谷会長** では、事務局で説明をしていただけますか。保護樹木と保護樹林になると。

**事務局** 御説明申し上げます。まずこちらのほうの保護樹木のみどりの文化財ガイドブックのほうがお手元にあるかと思うので、ごらんいただけますでしょうか。

1 ページ目をお開きになっていただきますと、先ほど少し簡単に御説明したかと思うんですが、保護樹木になりますとどのようなことが変わるかと申しますと、支援の制度が受けられる形になります。1 点目は助成金の支給ということで、保護樹木につきましては、1 本目は9,000円、2 本目以降は4,500円。保護樹林という形で敷地全体を塊で指定していただきますと、平米ごとにそれぞれお金が年1回支給されます。生垣につきましても同じように、メーター当たり幾らという形で、限度額がございますが、維持管理にかかわる費用の一部を助成するという形での助成金の支給がまずございます。

2 点目は、賠償責任保険の加入ということで、保護樹木等に指定されていますと、枝が急に折れたということで、通行人にけがを負わせた場合などについては、保険の対象になります。保険については対人、対物でそれぞれ限度額がございます、対象数がございます。適用できない場合はこのガイドブックにも載っていますが、地震、洪水、津波、噴火等についてはできない。あと維持管理作業、工事に起因する場合は保険対象にならないということになります。第三者については御自分の樹木の枝が突然通行人に当たって、その方にけがを負わせた場合などは保険の対象になるという形になります。

3 番目は、緊急時の維持管理ということで、強風等で急に保護樹木の枝が折れたとき等には、区が所有者にかわって、救急の対応をするということです。

4 番目は保護樹木等の落ち葉回収ということで、たくさんの保護樹林として塊で持っているところについては、落ち葉を集めていただいております。それを回収する作業を区のほうで11月から1月の週1回程度、御協力を今の段階でしております。

5番目は保護樹木の移植ということで、保護樹木の場所を敷地内で変えられる場合、移植にかかわる工事の費用の一部を助成しております。樹木1本当たり30万円、1敷地当たり90万円ですけれども、上限額がございまして、こちらについても移植制度という形で支援しております。そのほかに保護樹木のほうの状態が悪い、キノコがある、少し心配だということについては、樹木医によって診断という御協力をしております。

以上が保護樹木、保護樹林、保護生垣など指定された場合に、区のほうで支援する施策を説明させていただきました。

**日南田委員** ありがとうございます。そうするとあくまで維持管理は所有者がやるということですね。助成金が出て、それでやるということなんでしょうけれど、それをちゃんとやっているかどうかということ、区のほうでは調査なさるんですか。管理をちゃんとしているかどうかということ。

**事務局** 事務局のほうから、年に1回助成金の支払いのとき、書類をお渡しするときに、実績報告書というものを同封させていただいています。そこで年1回剪定にどのぐらいかかったのか。どういう剪定をして、されたのかも含めまして、アンケート様式ですけれども調査するという形になります。もちろん現地のほうにも行きますけれども、現在1,000本を超えた状態でございますので、それもあわせて、現地調査とあわせて、行けないところについても実績報告書ということで報告を上げていただいて、こちら区のほうで把握しているという形になります。

**日南田委員** はい、わかりました。常緑樹とって、年中緑がなっている木ばかりじゃなくて、常緑樹でも見えないような、うちの前が北新宿公園という公園がありまして、その周りにヒマラヤスギが植わっているんですね。あれ、年中、緑になっていますので、全然落ち葉なんて関係ないだろうと、知らないと思っていらっしゃるかもしれませんが、1年中落ち葉が落ちるんですよ、ヒマラヤスギは。それを対処するには、周りに住んでいる人たちの今仕事になっているんですね。

それでヒマラヤスギだけではなくて、公園内にありますイチョウとか、カシワの木は落葉時期になると、物すごい落ち葉が道路までずっともうなっちゃうんですね。それも近所の皆さんが毎朝、それこそ毎朝掃除していらっしゃるからきれいになっているけれども、その辺のことは区のほうではどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

**みどり公園課長** そのヒマラヤスギ、公園内の樹木ということですね。みどり公園課でその公園を所管してございますけれども、公園内の樹木に関しては、落ち葉等、毎年年間で清掃委

託で、業者ですけれども、しております、園内の清掃というのは定期的に行っております。また、落ち葉の時期は特に頻度を上げて落ち葉の回収、清掃等を強化しているところです。

ただ公園の中だけで処理できればいいんですけれども、どうしても公園の樹木から発生した枝、落ち葉等が隣近所のお宅、あるいは道路とか飛んでいって、やはり地域の方のほうでいろいろ清掃とか、御協力をいただいているということについては、非常に私ども感謝といいますか、申しわけないという思いで感謝をしているところです。課のほうでは、なかなか全て民地も含めて、全てのところを清掃するというのは難しいんですけれども、今後も引き続き清掃等に関しては努力していきますし、大変申しわけないんですが、民地の方、あるいは地域の方にもいろいろ御協力いただくことは、今後も引き続きあろうかと思えます。ちょっととりとめのない回答になってしまいますが、そんなところで御協力をよろしく願いいたしたいと考えてございます。

**日南田委員** わかりました。近所の方から、別に苦情を聞いているわけじゃないんですけれども、毎日生活してまして、そこを通ると、一生懸命はいてくださっているのを目にするものですから、それがいつもちょっと気になっていたんですね。それで、アパートの管理人がいるところはいいんですけれども、いないところの玄関までもう入っちゃっているというような感じで、すごく汚いという感じがするときがあるんですけれども、でも近所の皆さんが一生懸命やっていらっしゃるということだけを、区のほうでも一応わかっておいていただきたいなと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

それでは、福田委員、それから、渡辺委員の順でまずお願いしたいと思います。

**福田委員** 配置図というかフロッピーのほうの分は非常によくできていてあれなんです、ちょっと全く関係ないことでの意見なんですけれども、せっかくみどりの文化財ということで、保護樹木等の指定を受けた木なんですけれども、ここが木は木で、樹木のほうはいいんですが、これは標識なんです、緑の中の緑の標識でさっきも見たんですけれども、ちょっと目立たない感じなので、せっかく選ばれた木なので、金メダルじゃないんですが、何か目立つボードの色というんですか、この木は樹木なんだよ、文化財なんだよというボード、標識の色を、例えば金であるとか、何か目立つ色のほうが周りの人が見ても、この木はそうなんだというのが関心がいくんじゃないかなと思ったりするものですから。ちょっと意見として申し上げました。

**熊谷会長** ありがとうございます。御意見として賜っておいて、大きさの問題もあると思うんですね。この緑の色でも、もう少し大きければ、今、25センチの15センチですから。少し大きくするだけでも大分変わるでしょうし、それから、多分デザインの問題もあって、この文字をどのくらいしゃれた文字にするかとか、そういういろいろなことがございますので、これは御意見として、大変貴重な御意見ですので、事務局で検討していただくということに。

課長、お願いします。

**みどり公園課長** 御意見ありがとうございました。このプレートなんですけれども、保護樹木についているんですけれども、一部の所有者の方が余り目立つようなものはつけない。そういったいろいろな御意見もございます。いただいた御意見は、例えば大きさですとか、字体ですとか、そういったことについては今後検討の余地はあろうかと思えます。また、こういう現地のプレートだけではなくて、後ほどお話をさせていただきますけれども、いろいろなPR方法とかも、今後あわせて検討していきたいなというふうに考えてございます。

**熊谷会長** それでは渡辺委員。

**渡辺委員** この月桂寺さんとか、獅子吼会というんですか。この月桂寺さんのはわかるんですけど、獅子吼会さん、11本。急にこれだけのことを申請されたのは、今まで何か記録はあるんですか。保護樹木に指定されたという、初めてですか。

**熊谷会長** 事務局、わかる範囲で。

**事務局** こちらの敷地内につきましては既に4本、この茶色の丸がついている4本は指定樹木として指定されている、境内の。あとなおかつ、ここのこの部分と、あとこちらに、恩賜館と書いているところにも、保護樹木の指定がもともととしてあったものですから、樹林としては指定してあったんですが、なかなか、中の樹木たくさんあることはわかっていたんですけれども、幹回り成長するのを、こちらのほうからお願いして調査させていただいたという、今回の経緯がございます。

そうしましたところ、樹林よりも樹木のほうの手間暇かかって、お金もかかるので、樹林してあるので指定は別にいいかなというふうに思われていたようなんですけれども、指定基準を満たしている樹木がたくさんあるので、保護樹木としてきちんと指定したらどうですかというふうに、こちらから提案させていただいて、今回同意をしていただいているという経緯がございます。

**渡辺委員** 本当にこれだけふえるということはすごいことですよ。大量に1カ所でふえてくたされれば、私たちもすごく張り合いになりますよね。これはいいんです。

今、日南田さんがおっしゃったことなんですけれども、私は箆筒出張所の後ろにある、あさひ児童遊園の公園サポーターをやっているんですね。あさひ児童遊園の場合は月水金と、障害者の団体の方がお掃除に見えていらっしやいます。もちろん冬はすごいですね、枯葉が。そのようなときは、私たちがお手伝いしたり、近所の方が出てきて、1時間くらいかけて掃くんです。これだけ大量に保護樹木指定というのは、今まで私、審議会に出て初めてでございまして、すばらしいことだと思っています。

**熊谷会長** 多分、新しい審議委員のメンバーの皆さんがすばらしいから、第1回目の審議会に出てきたと思うんです。新宿区は特にそういう傾向があるんですけど、都内では、境内で立派な木があるところなのに、大体が駐車場にしたりとか、それから、マンションを建てたりとかする傾向が強くなります。これについてはここの審議会はストップがかけられないんですね。ですからあくまでも樹木を守ってほしい。

それから、今御質問がありましたけど、区のほうでも働きかけて、伐採、どうしてもやむを得ない場合でも、できる限り移植してほしいというようなことまでお願いして、移植もできずどうにもならない。それから、そういうときにだけここの審議会でオーケーを出す。解除というようなことでやってまいったんですけど、御承知のようにずっと本数が減ってきて、ここへ来て21本というのは大変な、10年分ぐらいの本数ですので、今回御協力いただいた方は多分、前期から事務局が非常に積極的に保護樹木のいい意味での勧誘というか、協力をお願いをしていただいた成果だと思しますので、委員の方々もぜひよろしくその辺を御理解いただきたいと思います。

何かほかに御質問ございますか。

椎名委員、お願いいたします。

**椎名委員** 指定の中で、ナンバーと樹種と幹回り、現状及び状況、所在地、提出年月というふうになっていますけれども、1-4の例えばヤマボウシは株立ちで10本立ちということとか、3-6のハクモクレンが4本立ちというのがありましたけれども、ヤマボウシで、例えばこの10本立ちという記述がないと、ヤマボウシ2.33というとかかなりすごいものになっちゃうんですね。でも10本立ちという理解できるんです。ですからやはりこの10本立ちとか4本立ちとか、何か表記の中に備考でも何でもいいですから入れられたほうがいいんじゃないですかね。一般の区民の方でちょっと知っている方がいらっしやると、ヤマボウシの2.33の幹回りという、おっという感じになりますので。実はそういうからくり、大体そうなんですけれども、やはりこの表記自体、10本立ちという表記がどこかに入っていればいいなと思いま

す。

それともう一つ、質問なんですけど。1-1から1-4までが、工場、会社でしたよね。これは参考にですけども、いつごろ、あれなんですか。わからないですか。いつごろつくられたものというか。西武新宿線の近くで……

**事務局** 10年ぐらい、10年以上前かな。

**椎名委員** きっと新宿再開発がすごく多くて、緑の指定条件か、緑をあつらえなきゃいけない条件も厳しい状況があるわけですね。そうすると今回の富久町なんかできましたよね、売り出しに出ていましたから。ああいうのですと、きっとかなり大きい木もふえますので、そういうものもぼちぼち出てくるのかなという気がしますね。ある意味、再開発の中の緑がこの樹木になっていくという、もう一本の流れが出てくるというようなことなのかなというふうに思いました。それだけです。

**熊谷会長** ありがとうございます。ほかにございますか。

**鶴田委員** 私も初めてのことで恐縮ですが、GISデータ、地理情報システム、非常に素晴らしい取り組みだなと思って感動いたしました。国のほうでも進めていますが、なかなかここまでの精度というのではないかと思うので、これをぜひ推進していただきたいと思うんですが、このデータというのはいま、幾つか御質問をさせていただきたいんですが、このマッピングしたものというの、例えば区民の方が公開で見られるようになっているものかどうかということと、それから、ポイントごとにクリックすると出てくる情報というの一覧表があったかと思うんですが、この中に、例えば指定ですと、その現況及び状況という生育状況ですね、この辺のデータが入っているのかどうかということと、それから、先ほど画像や写真でお示しになられたような画像データもつけられる形で保管されているのか。

こういったことが、なぜ知りたいかという、多分今までも指定解除のときにはかなり調査をされ、状況を見て腐朽があるかどうか、害虫がどうかというのをそのとき判断して、解除という検討をなさると思うんですが、これが年度ごとに実施報告書という文字情報だけでなく、画像で蓄積されるとか、そういったことが進みますと非常に管理とか、今後、ここは開発されそうになったときというのと予防的に保護指定をどうするかといったことも考えられるようになっていくと思うんですね。

また、そういう画像データの収集というのは、区の限りある予算とか、限られた人員の中で調査を継続されるのは大変かと思うんですが、これを例えば公園サポーターの方々とか、それから小学校の高学年や中学生ぐらいだと、地域の学習の中で、例えばプレートがついて

いればグリーンアドベンチャーみたいな形で、この木の写真とかいうことを、今、どの子も携帯を持って写真を撮れるので、それを区のほうに送るとこの木の状況を報告できるみたいなことにつながっていく可能性があると思うんですね。

こういったことはやはり地域のランドマークですとか、自分の成長とともにこの木も大きくなっていくという気持ちを育てる上でも、大変可能性を感じるので、いろいろなデータの蓄積の仕方というのを着手されたところから考えられるとよろしいかなと思ひまして、御質問をさせていただきました。

**熊谷会長** ありがとうございます。実はこの審議会は、この指定解除以外にも、みどりの基本計画とか実態調査とか、そういう全体の区の緑についてのいろいろなデータ整理とかについても御審議いただいておりますので、そのときに十分に審議をしていただきたいと思います。

本日はこの指定解除について、まずこの審議事項を御了解をとりたいと思ひますけれども、何かそれについてございますでしょうか。黒森委員、よろしいですか。

**黒森委員** はい。

**熊谷会長** ありがとうございます。それではちょっと時間も押しておりますので、ただいま説明をさせていただきました、保護樹木の指定21本と、それから、解除1本について、原案のとおり、お認めいただいでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

---

### ◎その他

**熊谷会長** それでは、次のその他に移らせていただきたいと思ひます。

事務局から説明をお願いします。

**みどり公園課長** 御説明の前に、先ほど鶴田委員のほうからGISシステムのことについて幾つか質問がございました。まずこのシステムについて、まだ現在作成中、どういう活用をするのかということも検討中ということもあつて、現在のところ、区民にはオープンにはなつてございません。将来的にいろいろ区民の方に見ていただく、知っていただきたいということがございましたら、そこら辺は十分可能かなというふうを考えておりますので、これは今後の検討課題というところで考えております。

それから、このGISシステムというのは、地図上にいろいろなデータを取り込んで、写真もそうですし、整備状況ということも、その年その年ということで、やることが可能は可



能で、素晴らしいシステムでございまして、膨らませるんだったら、幾らでも膨らませられるということでございます。

今後、維持管理をしていく中、また先ほどこれはいいアイデアだと私も思いましたけれども、地域の小学校の学習の素材としても活用できるような、といったことも含めて、このシステムをどんどん蓄積していく中で、いろいろな活用が図られるのかなというふうに考えてございますので、そこら辺も含めて、今後さらに検討を進めてまいりたいと考えてございます。

それでは、その他につきまして、最初に、公共用地の樹木の保護指定につきまして、資料6に基づきまして説明いたします。公共用地における樹木の保護指定につきましては、前回の審議会で御提案をさせていただきましたところ、委員の皆様からは非常に前向きな御意見をいただくとともに、指定の基準等につきましてもいろいろ御意見をいただいたところでございます。公共用地の樹木の保護指定につきましては、区は、引き続き指定基準等について検討を続けているところです。

本日は、その検討の状況を御報告するとともに、区が保護指定の候補として上げております樹木についてもあわせて御報告させていただきます。

担当の職員より、映像を交えて御説明させていただきます。申しわけございませんが、再度、室内の明かりを暗くさせていただきます。

**事務局** 本日は公共用地の樹木を保護指定する理由及び指定の基準等について、区の考え方を御報告いたします。

最初に、区が公共用地の樹木を保護指定する理由についてです。大きな理由は2つございます。1番目の理由は、保護指定の対象を広げることによって、公共用地にあります新宿区を代表するような立派な樹木を残すことができることです。区民、区、そして公共用地の管理者自身が、これからも末永く残していくべきであると、共通の認識を持っている樹木を保護指定することにより、将来にわたって残すことが可能になると考えています。

2番目の理由は、公共用地の樹木を対象に保護指定する自治体は、恐らく新宿区が全国で初めてだろうと思います。このことから、新宿区は公共用地の樹木を保護指定するほど、既存樹木の保全に積極的に取り組んでいるのだ、という区の姿勢を対外的にアピールすることができるかと考えています。

続きまして、公共用地における保護指定の基準についてです。指定の基準については、3項目を検討しております。まず1番目は、みどりの条例施行規則に定める指定基準を満たす

ことです。具体的には地上1.5メートルの高さにおける幹回りが1.2メートル以上の樹木であることです。2番目といたしまして、健全で樹勢がすぐれている樹木であることです。そして、3番目に景観、歴史性、希少性、シンボル性などに特にすぐれていることです。

なお、区は私有地の樹木であれば、保護指定することによって維持管理に関する支援を行うことができますが、公共用地の樹木の場合、区が行政機関に対して制度上、助成金を支給する。あるいは対象責任保険に加入するといった支援はできません。しかし、保護指定を受けた公共用地の樹木に対して、例えば専門的な樹木診断を実施するなどの技術的な面での支援はできるのではないかと考えています。今後どのようなことが支援できるのか。しっかり詰めて検討していきたいと考えております。

続きまして、現在保護指定の候補に上げている2カ所の公共用地の樹木について御紹介いたします。

最初は、南山伏町にごございます牛込警察署のイチョウです。大久保通り沿いにあり、地域のランドマークになっております。2本目は若松町にごございますクスノキです。東京都が所有し、現在は民間機関がレストランとして運営している旧小笠原伯爵の邸宅の正面、入り口にある樹木です。

これらの樹木の保護指定について、先日、公共用地の樹木管理者側の意向を確かめるために、牛込警察署と東京都にヒアリングに行ってきました。制度については御理解いただいたと考えていますが、組織として理解するための時間が必要とのことでした。今後、回答結果などを踏まえながら、指定基準を作成していきたいと考えております。区は公共用地にある樹木で、区民、区、そして行政機関の三者がこれからも末永く残していきたいと考えている樹木を保護指定していきたいと考えており、指定の基準及び支援の内容等につきましては、今後の検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。大変先鋭的な試みなんですけれども、これも前期の委員の皆様方から強い意見がございまして、幾ら公共施設の緑であっても、ある意味では新宿の緑として取り扱うような、そういう工夫ができないかということで、事務局が一步踏み出していただいたんですけど、まず、副会長、何か御意見ございますか。お願いいたします。

**興水副会長** 公共側というのがやっぱりほかの部局になかなか物を言いにくいという、これまでの雰囲気がありましたからね、英断だろうと思うんですね。やはり区民の方は別に、何々課だからこうだとか、何課だと違うとか、そういうふうには思っていないくて、やはり公共のも

のは全部公共の財産であるし、一元的に管理するのは当然だというふうに思われているわけですから、やはりなかなか大変だとは思いますが、樹木というのは一つの自然遺産であり、文化遺産であり、歴史的な財産である。そういう概念で新宿区はやっていますから、公共の施設であろうと、民間の施設であろうと平等というか、同じように考えて、一元的に保護していくというような考えをきちんと打ち出すというのは、私はすごくいいことだなと思います。

**熊谷会長** どなたか御意見なり、御質問ございますでしょうか。

どうぞ、小池委員。お願いいたします。

**小池委員** 今まで2年間、委員をしてきまして、次々木が切られていくのを見て、ああいつも思っていたんですね。私なりに考えていて、これからの緑というのは公共の緑をいかに広めていくかと、個人の緑を守っていくかということなので、これの試みというのは非常に素晴らしいと思います。仕事で、割と海外の都市に行きますと、皆さんマンション住まいで、余り個人で緑を持っている方はよっぽどのお金持ちじゃないとないんですけど、公共の緑は非常にプロテクトされて、みんながそれを楽しんでいる部分が多いので、素晴らしいことの第一歩だというふうに感じました。

**熊谷会長** ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

武山委員、お願いいたします。

**武山委員** 今、新宿区はいろいろ再開発、今お話があった、富久も西新宿もそうですけれども、再開発しますと、業者のほうで緑というのは、分譲するに当たってかなり景観というのを問題にしていますので、業者のほうで整備の一環として、空間をつくって、そこに樹木を植えて、一つの安らぎを入れるということになっています。今はまだ開発されたばかりで、樹木は低いんですけど、これから今の基準に載っている幹回りになれば、当然多くの申請がその業者のほうから出てくるんじゃないかなというふうに考えています。

ただ問題なのは、先ほどありましたように、小さな敷地を相続で3つに分けるとか、ということはそういう空間自体が無駄なスペースになって、目いっぱい開発をして分譲するというのがよくありますので、どちらかという、住宅密集地に緑をどうやってふやすか。先ほどの地図にありましたとおり、牛込の北とか、それからあと四谷のほうですか、どうするかというのは、これからの課題じゃないかなというふうに考えております。

今の再開発は本当に緑をうまくつくって、一つの条件になっていますので、いいかなと思っています。

**熊谷会長** ありがとうございます。ほかに何かございますか。

椎名委員、お願いいたします。

**椎名委員** 早速やっていただきましてありがとうございます。素晴らしいと思います。区民の皆様は、所有者の方は一生懸命やっぺいらっしやる。行政側、私も行政にいたことがありますけれども、千差万別ですね。いろいろな方がいらっしやっぺね。権限を持った方が全く興味がなかったり、そういう方多いですよ。そう言っちゃうと語弊がありますけれども。私も新入会員として言わせていただくとそういうことですね。

ですからやはり公共に携わる者が、緑というものを指定する一環としてちゃんと考えてやっぺっていく。そういうことを推進していく。最後の牙城は街路樹ですね。これね。頑張ってください。同じ部だと思ひますけれども、きつと最後の牙城は例えば迎賓館の前なんか、新宿区はあれですか、あのユリノキとか、なかなか危険が伴いけれども、あそこら辺が牙城でしょうから、頑張っぺいただきたい。激励の意味で。

**熊谷会長** ほかにございますか。

これからどのくらい、この試みがうまくいくかどうかは、一つは新宿区の最後のみどりに関する審議会、権限を持っているこの委員会の委員の方々の御理解と御支援と、それから、できれば区長にもよく御説明をして、御理解をいただい、都とか国とかそういうところと実際に交渉していく。今回も多分、警視庁ですから。警視庁は区民を守ってくれる立場ですから、緑を守っぺほしいと多分思ひますけど、いろいろなところで、特に緑に関して何かそういう部局を持っているところほど、多分これからきつと挑戦になるかと思ひます。

余計なことをするなというよな、そういう考え方も実際、椎名委員がおっしやるよなありますものですから、その辺を突破していくのは、やはり区民が一団となっぺ、熱い思ひを伝えていかなきゃならないと思ひます。ひとつ、御協力をお願いしたいと思ひます。

それから、思ひ切っぺ一歩踏み出された事務局の皆さん、部長初め、本当に敬意を表しますよな、よろしくお願いしたいと思ひます。

それから、今副会長もそちらの専門ですよな、おわかりと思ひますけど、23区の中でこんなことを考えて、実際に手をつけたのは本当に初めてですよな、それはぜひ勇気を持って進めていただきたいと思ひます。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

副会長、お願いいたします。

**興水副会長** 今、会長が言われたこと、とても大事ですよな、少しやわらかくおっしやられまし

たけど、私はこの資料6にあります、「公共用地の樹木の保護指定について」という理由の1番のところですね。この文章、ちょっと余り気に入っていないんですね。立派な木だから残すんだという。だからみどり行政では頑張っているよということを示すんだみたいなことが書いてあるんですね。非常に事務方の言い方になっているような気がするんですね、ちょっと。

民間の私有地にある樹木を残すというのは、実は私有地の樹木であっても、やはり公共的な意味があるから、区民にとっての財産だから、皆さんに残しましょうよということが書かれた趣旨にあるわけですよ。そうなりますと、公共用地にある樹木はそもそも公共用財産ですし、これはやはり区民全員がその価値を認め、区の財産として守っていきましょうよという、そういう話になるわけであって、立派だから残す。これは当たり前のことであって、もうちょっと1番の書き方は工夫をしたほうがいいかなという気がします。

それから、みどり行政が頑張っているという、区の姿勢をアピールするというのは確かにそうなんですけれども、これは余りにもちょっと……何ていうんですかね。

**熊谷会長** 手前みそ。

**輿水副会長** 手前みそ。子供じみているなという、ちょっとしなくもないんで、もっともっと崇高な言い方があるだろう。ただ、単なる財産ではなくて、やはり文化であり、自然であり、環境対策であり、いろんな意味で大事だからという、そういう大きな理念をもう少しはっきりと打ち出したほうが、私はいいかなというふうに思いますので、もうちょっと検討していただきたいと思います。

**熊谷会長** ありがとうございます。それでは、今後の推移、十分に期待をしたいと思います。その他何かございますでしょうか。

**みどり公園課長** では、その他の検討事項でもう一つ御報告したいことがございますので、私のほうから申し上げます。

その他検討事項といたしまして、保護樹木の所有者への表彰制度、長年、保護樹木を維持管理してきた方に、どういったことが、表彰を含め、できるのかということを検討してございます。ただ、なかなか具体的に詰め切れていないところがございまして、口頭での報告になることをおわび申し上げます。

区では、保護樹木の所有者への感謝の気持ちをあらわすために、表彰制度について検討してございます。表彰制度では、感謝の気持ちを表すことによって、これまで維持していただいたことへのお礼ですとか、これからも良好な維持管理をしてもらいたいという区の思いを

伝えることがまずは大切であると考えています。一方で、区は、感謝の気持ちをあらわすことに加えまして、保護樹木を見守っている、これは区側ですけれども、いつでも支援できる体制でいるよという姿勢を示すとともに、所有者にとっても、困っていることがあったらすぐに相談できるというような、区と所有者の相互の信頼関係を構築できるような、そういう制度にしたいと考えています。

そこで、こうした相互方向の信頼関係を築くための方策として、表彰制度もそうなんですけれども、ほかにも手法があるのではなかろうかということをございまして、現在検討中の方策としまして、保護樹木に関する情報通信紙、通信みたいなものを発行することを検討しています。所有者の保護樹木に関する思いを記事にしたり、こういったことを所有者全員に発信することによって、管理の意識づけやきっかけづくりが可能であると考えています。また、通信紙、広報紙で長い間にわたって保護樹木を管理している方を紹介することも一つの手法であると思っています。こうした手法はいろいろ考えられるんですけど、そういった中の一つに表彰というものがあろうかと思えます。

区は、保護樹木所有者に対する表彰制度について、通信等も含めて検討しているところですが、表彰制度だけにとどまらず、これまでの審議会でいただいた御意見、御指摘を踏まえまして、保護樹木所有者への感謝の気持ちを示し、信頼関係を構築するための方策について、今後も鋭意検討してまいります。

本件につきましては、また具体的になりましたら、改めて御報告させていただきたいと思えます。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。この検討中の課題につきましては、もう少し具体的にできれば、委員の方々に審議をいただけるようになるかと思えますので、本日はこのぐらいにさせていただきますきたいと思います。

---

#### ◎連絡事項等

**熊谷会長** それでは、一応検討いただく事項は終了しましたので、連絡事項等について、事務局からお願いしたいと思います。

**みどり公園課長** 本日はありがとうございます。それでは、連絡事項を申し上げます。

次の審議会ですけれども、現時点では未定でございます。開催の際には、1カ月前を目途に御連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございました。

---

◎閉会

熊谷会長 それでは、予定しておりました議事につきまして、全て終了いたしましたので、本日はこれをもちまして、平成25年度第1回新宿区みどりの推進審議会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後0時02分閉会